農地利用最適化推進委員
募　　集

農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、委員１人を募集します。
個人や農業者団体等からの推薦、又は本人による応募をお待ちしています。
推薦、応募の方法等は、下記要項のとおりです。

◆　募　集　要　項　◆

項目	農地利用最適化推進委員
応　募 方　法	○自薦又は他薦によります。 ○所定の届出書（個人推薦、団体推薦、応募（自薦）の３種類があります）に必要事項を記入のうえ、郵送又は農業委員会事務局、各総合事務所内駐在室へご持参ください（持参される場合は、市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までにお願いします）。 ○所定の届出書は、農業委員会事務局、各総合事務所内駐在室で配布するほか、市役所ホームページからダウンロードできます。
応募受付期間	令和８年 11 月２日(月)から令和８年 12 月２日(水)まで　　**【必着】**
対象者	農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進※に関する事項やその他農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人 **※「農地利用の最適化の推進」とは、次の３つのことを言います。** **①担い手への農地の集積と集約化** **②遊休農地の発生防止と解消** **③新規就農の促進**
募　集 委員数	**１人　（担当地域：牧区）**
任　期	任命日（令和８年 12 月下旬を予定）～ 令和 11 年４月 28 日
報　酬	月額：32,000 円

主な職務	農業委員と連携した以下の業務 〇毎月1回、農地部会に出席し、担当地域における農地の権利移動等の状況把握 〇担い手への農地集積と集約化 〇遊休農地の発生防止と解消 〇農業への新規参入の促進業務 〇その他農業委員会の所掌事項
選任資格	次のいずれかに該当する人は、委員となることができません。 〇破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない人 〇拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 〇委嘱する時点で、農業委員である人
選任方法	推薦を受けた人及び応募した人の中から選定し、農業委員会が委嘱します。 ※令和８年１１月６日（金）まで欠員募集している農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。 ※農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。（必要に応じて面接を行う場合があります）
その他	○　農地利用最適化推進委員は、上越市の特別職の非常勤職員です。 ○　秘密保持の義務があります。委員として職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らすことができません。 ○　応募の状況については、市ホームページで公表します。なお、公表内容は、住所、生年月日及び連絡先以外の届出書に記載された事項です。

■連絡・問合せ先■
上越市役所　農業委員会事務局
〒943-8601　上越市木田 1-1-3（木田第二庁舎）
TEL　025-520-5813（直通）　　FAX　025-520-5853